

滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 特定要求行為（第7条—第12条）

第3章 公益目的通報（第13条—第16条）

第4章 公正な職務の執行の確保のための体制（第17条・第18条）

第5章 補則（第19条—第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、職員等の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のために必要な体制の整備その他の措置を講ずることにより、透明性の高い公正な職務の執行を確保し、もって市民に信頼される市政を確立することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職員 次に掲げる者をいう。

ア 市の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属するもの及び同条第3項に規定する特別職に属するもの（議会の議員を除く。）

イ 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により北海道が給料その他の給与を負担する教員で、市に勤務するもの

ウ その職務に係る名称のいかんを問わず、ア又はイに掲げる者に準ずる職務を行っていると思われる者

（2）職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者（以下「受託者」という。）が行う当該契約に基づく事業に従事する者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行う市の公の施設の管理業務に従事する者

エ 市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で、規則で定めるもの（以下「出資団体等」という。）が行う事業に従事する者

オ アからエまでに掲げる者であった者

（3）特定要求行為 職員以外のものが職員に対し、その職務に関して行う特定の団体又は個人（以下「特定のもの」という。）を他のものと比べて有利又は不利に扱うなど特別の扱いをすること（不作為を含む。）を求める行為をいう。ただし、規則で定めるものを除く。

（4）不当要求行為 特定要求行為のうち、正当な理由なく次に掲げることを求める行為であって、職員の公正な職務の執行を妨げることが明らかであるもの又は暴力行為その他社会的相当性

を逸脱した手段により要求の実現を求めるものをいう。

ア 特定のものに対して著しく有利又は不利な取扱いをすること。

イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

ウ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

エ 執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに行わないこと。

オ アからエまでに掲げるもののほか、法令等に違反すること、又は職員としての倫理に著しく反することを行うこと。

(5) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、市の条例及び規則（規程を含む。）並びに市の執行機関がその職務を執行するために定める基準をいう。

(6) 公益目的通報 職員等による市の事務又は事業（市との契約により受託者が行う事業、指定管理者が行う市の公の施設の管理業務及び出資団体等が行う事業を含む。）の運営上における法令等の違反、市民の生命、身体、財産又は生活環境に重大な損害を与える行為（不作为を含む。）その他社会的相当性を逸脱していることと認められる行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を滝川市公正職務審査会（以下第17条第1項を除き「審査会」という。）に通報することをいう。

（職員の責務）

第3条 職員（前条第1号アに掲げる者（地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する職員にあっては、同項第3号に規定する非常勤の職員に限る。）に限る。以下この条及び次条第2項において同じ。）は、滝川市職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(3) 職員は、法律又は条例若しくは規則により与えられた権限の行使に当たっては、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(4) 職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

(5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

2 職員は、職務の執行に当たっては、市政が市民の信託によるものであることを認識し、常に法令等を遵守するとともに、社会一般の規範意識とかけ離れることのないよう努め、公正な職務の執行に当たらなければならない。

3 職員は、市民に対しては、この条例の趣旨等について十分な説明を行うとともに、行政の透明化を図ることにより、市政に対する理解と協力を得られるよう努めなければならない。

4 職員は、職務の執行に必要な予算が市民の税負担によって賄われていることを強く認識し、関係諸規程に基づき厳正な執行を行うとともに、適正かつ能率的な事務処理を通じて経費の節減に努めなければならない。

（管理監督者の責務）

第4条 管理監督者（管理又は監督の地位にある職員として規則で定める者をいう。以下同じ。）

は、その職責の重要性を自覚し、自らの資質向上を図り、率先して模範を示すことにより公正な職務の執行及び適正な服務規律の確保を図るとともに、その管理し、又は監督する職員（以下「部下職員」という。）に対し、その職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のために必要な指導及び助言を行わなければならない。

- 2 管理監督者は、公正な職務の執行を確保するため、前条の規定による職員の責務を踏まえ、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図るとともに、部下職員の自律性を高め、職場研修の実施等により、良好な職場風土の形成及び維持に努めなければならない。

（任命権者の責務）

第5条 任命権者（地方公務員法第6条に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、その権限の下にある組織において法令等の遵守及び倫理の保持が図られるよう、不当要求行為への対応に関する基本的な指針を審査会の意見を聞いて策定するとともに、条例の趣旨を効果的に達成するための研修の実施、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。

- 2 何人も、職員に対して不当要求行為をしてはならない。

第2章 特定要求行為

（特定要求行為への組織的対応）

第7条 職員（市長を除く。第3項において同じ。）は、特定要求行為があったと認めるときは、地方公務員法第13条の規定による平等取扱いの原則にのっとり、組織的に対応するとともに、当該行為の内容等を記録し、管理監督者に報告しなければならない。

- 2 管理監督者は、部下職員から前項の規定による報告を受けたときは、部下職員の適法かつ公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、前項の規定による記録により滝川市公正職務対策会議（以下第18条第1項を除き「対策会議」という。）に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職員は、不当要求行為があったと認められる場合であって、必要があると認められるときは、管理監督者への報告に代えて対策会議への調査の依頼を行うことができる。

（対策会議の調査及び審査）

第8条 対策会議は、前条第2項の規定による報告の内容に関し、不当要求行為に該当するかどうかについて定期的に調査及び審査を行うものとする。

- 2 前項の規定によるもののほか、前条第2項の規定による報告のうち不当要求行為に該当すると認められるものがあるため対策会議に報告があったとき、又は同条第3項の規定により調査の依頼があったときは、対策会議は、速やかに必要な調査を行い、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかを審査しなければならない。

（審査会への確認の要求等）

第9条 対策会議は、前条第1項及び第2項の規定による審査の結果、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかについて判断できないときは、審査会の確認を求めることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による確認の求めがあったときは、速やかに必要な調査を行い、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかを審査し、対策会議に報告しなければならない。この場合において、審査会は、市長が行う措置について意見を述べることができる。

（対策会議からの報告等）

第10条 対策会議は、第8条第1項及び第2項の規定による審査並びに前条第2項の規定による報告の結果、不当要求行為に該当すると認めるときは是正措置等についての意見を付して、また、該当しないと認めるときはその旨を、市長に報告するとともに、当該案件に係る管理監督者に対応方針の指示を行うものとする。この場合において、当該案件が第7条第3項の規定による調査の依頼によるものである場合にあっては、併せて当該依頼を行った職員に通知するものとする。

（不当要求行為に対する措置）

第11条 市長は、前条の規定により不当要求行為に該当するものがあるとの報告を対策会議から受けたときは、速やかに報告に基づいて必要な事実確認を行うとともに、審査会から意見があった場合にはこれを尊重した上で、当該不当要求行為を行った者に対して文書で警告を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずる場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該不当要求行為を行った者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

（審査会への報告）

第12条 市長は、第7条第2項の規定による報告、同条第3項の規定による依頼及び前条第1項の規定による措置の内容について、定期的に審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該報告の内容について、市長に対し、意見を述べることができる。

第3章 公益目的通報

（公益目的通報）

第13条 職員等は、審査会に対して、公益目的通報をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、他人に損害を加える目的その他の不正の目的又は人事上の処遇その他の自らや自らの属する組織のための私的利益を得る目的で、公益目的通報をすることができない。

3 職員等は、公益目的通報をするときは、実名により行うものとする。ただし、匿名による通報事実が確実にあると信ずるに足る相当の根拠を審査会に示した場合は、この限りでない。

（不利益取扱いの禁止等）

第14条 何人も、公益目的通報をしたことを理由として、公益目的通報をした職員等（以下「通報者」という。）に対して、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 通報者は、公益目的通報をしたことによって不利益な取扱いを受けたと認められるときは、審査会にその是正の申立てをすることができる。

3 市長は、職員以外の者が公益目的通報をしたことを理由として、その労務の提供先の事業者から不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについては是正を求めることができる。

4 市長等（市長及び任命権者をいう。以下同じ。）は、通報者を保護するため、通報者が特定されるおそれがある情報を公開してはならない。

（公益目的通報に係る審査会の職務）

第15条 審査会は、その委員に公益目的通報の受付及びその調査を行わせることができる。

2 審査会の委員が、公益目的通報を受けたときは、審査会に通知するとともに当該公益目的通報の内容について速やかに調査を行い、審査会は、その調査に基づき審査を行うものとする。

3 審査会は、審査の結果、当該公益目的通報どおりの事実があると認めるときは、是正措置等についての意見を付し、又は該当する事実がないと認めるとき若しくは調査を尽くしても当該事実の存

否が明らかにならないときはその旨を、市長等に報告するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、通報者の氏名その他の通報者を特定され、又は特定され得る事項は、これを報告してはならない。ただし、特に必要があると認められる場合において、あらかじめ通報者の同意を得たときは、この限りでない。
- 5 審査会は、審査の結果を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の通報者又は報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。
- 6 前条第2項の是正の申立ての調査及び審査については、前各項の規定を準用する。
(公益目的通報に係る措置等)

第16条 市長等は、前条第3項の審査会の報告(同条第6項で準用する場合を含む。)を受けた場合は、速やかに審査の結果に基づいて必要な事実の確認を行い、違法行為等を是正し、再発を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長等は、前項に規定する場合のほか、通報者が公益目的通報をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めたときは、遅滞なく改善又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、前2項の措置についてその概要を公表するものとする。

第4章 公正な職務の執行の確保のための体制

(滝川市公正職務審査会の設置)

第17条 職員等の公正な職務の執行に係る実効性を確保するため、滝川市公正職務審査会を設置する。

- 2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 第5条に規定する不当要求行為への対応に関する基本的な指針について意見を述べること。
 - (2) 第9条に規定する特定要求行為の調査、審査等に関すること。
 - (3) 第15条に規定する公益目的通報の受付、調査、審査等に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関し、市長に意見を述べること。
- 3 審査会は、委員3人で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解任することができる。
- 9 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解任されることがない。
- 10 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、調査及び審査をすることができない。
- 11 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認める場合には、公開することができる。

12 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(滝川市公正職務対策会議の設置)

第18条 職員の公正な職務の執行の確保について組織的な推進を図るため、滝川市公正職務対策会議を設置する。

2 前項に定めるもののほか、対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(調査への協力)

第19条 職員等、受託者、指定管理者及び出資団体等は、この条例の規定に基づき、市長等、対策会議又は審査会が行う調査に協力しなければならない。

2 前項の規定による調査に協力した者は、当該調査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年1回、不当要求行為及び公益目的通報の件数並びにそれらの概要その他この条例の運用の状況を取りまとめて公表するものとする。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4章及び次項の規定は、この条例の施行の日前の規則で定める日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年滝川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表9の項を次のように改める。

9	滝川市公正職務審査会委員	日 額	10,100円
---	--------------	-----	---------